

# 公立大学法人富山県立大学釣銭準備金取扱要領

平成 27 年 4 月 1 日制定

## (目的)

第 1 条 この要領は、公立大学法人富山県立大学会計規程実施細則（以下「実施細則」という。）第 26 条に定める釣銭準備金の取扱いに関し、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）における金銭会計を明瞭かつ円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要領において釣銭準備金とは、釣銭の支払いのため又は両替用として使用するために準備する通貨をいう。

## (出納責任)

第 3 条 出納責任者は、法人の釣銭準備金の出納及び保管の事務取扱上の一切の権限と責任を有する。

2 出納責任者は、職員の中から釣銭責任者を指名し、釣銭準備金の出納及び保管の事務を取り扱わせることができる。

## (設置場所及び金額)

第 4 条 釣銭準備金の設置場所、金額及び事務の範囲は、別表のとおりとする。

## (釣銭資金の保管)

第 5 条 釣銭責任者は、釣銭準備金保管簿（様式第 1 号）を備え、毎週末に翌週に繰り越す釣銭準備金の手許有高を記載しなければならない。ただし、金種に変更のない場合、自動販売機による場合はこの限りではない。

2 釣銭準備金は、小口現金と区別して、保管しなければならない。

## (残高照合)

第 6 条 釣銭責任者は、釣銭準備金保管簿と手許有高の照合を行わなければならない。

(過不足金の取扱)

第7条 釣銭責任者は、釣銭準備金に過不足が発生した場合は、速やかに出納責任者に報告しなければならない。

(釣銭準備金の補充)

第8条 釣銭責任者は、必要に応じて釣銭準備金補充申請書(様式第2号)を作成し、出納責任者に提出し、釣銭資金の補充を行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

設置場所	金額	事務の範囲
事務局	40,000円	証明手数料
附属図書館	10,000円	文献複写料